

令和7年度 第1回 富山県環境審議会 野生生物専門部会 議事概要

1 日 時 令和7年9月5日（金）10時～11時

2 場 所 富山県民会館 701号室

3 出席者 青野特別委員、石黒専門員、遠藤委員、黒田専門員、高岡専門員、高橋部会長、間宮専門員、丸之内専門員、村井委員

4 議事及び主な意見

（1）審議事項「鳥獣保護区特別保護地区の指定について」

（部会長）

鳥類と獣類の調査はどのように行っているのか。

（事務局）

調査は事業者に委託しており、鳥類については、実際に鳥の姿を見たり、声を聞いたりすることで調査を行っている。獣類については、自動撮影カメラを設置している。

（委員等）

鳥類については令和3年度の春と秋、獣類については令和6年度に調査をしたようだが、鳥獣保護区特別保護地区を指定するにあたって、何年前に調査をしなければならないといった規定はあるのか。

（事務局）

鳥獣保護区特別保護地区を指定する際には調査をしなければいけないという規定はあるが、調査の時期については、特に決まりはない。富山県では多くの鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区があり、指定期間の更新の前には必ず調査ができるよう調査のサイクルを作っている。そのサイクルに従って調査を行った結果、今回の指定地区の調査については、令和3年度と令和6年度になった。

（委員等）

今後の指定地区の更新に係る調査についても、そのサイクルで実施するという事によろしいか。

（事務局）

そのとおり。

(部会長)

特に鳥類は、季節の変化によって見られる種類も変わるため、生息するすべての鳥類を確認することは難しいが、限られた条件の中でも、比較的、生息状況は良好であるという結果になっていると思う。

(委員等)

調査結果について、前回の調査から何か大きく変わってきたことはあるか。また、哺乳類について、動物の記載順番が変わっているが、何か意図があるのか。

(事務局)

鳥類については代表的なものを記載している。哺乳類については、確認された中で数が多かったものから順番に並べている。前回の指定からは、大きな変化は特に見られず、継続して資料に記載があるような動物が生息している。

(部会長)

鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区に指定されていても、有害捕獲は可能となっており、必要に応じて捕獲を行っているということだろう。

(委員等)

有峰のニホンジカについて、前回も確認されたし、今回も多少確認されたということか。

(事務局)

そのとおり。

(部会長)

前回の指定はいつか。

(事務局)

10年前。

(委員等)

哺乳類の調査結果では、大型の生物が多い。おそらく、自動撮影カメラでの調査では、小型の哺乳類の十分な調査は難しいと思われる。翼手目などの小型哺乳類には希少種が多く、特に、有峰鳥獣保護区特別保護地区ではこれらの希少種が多いことが推測される。小型哺乳類の調査を行っている人でも確認することが難しいことから、文献調査もあわせて実施するとよいと思う。

(部会長)

調査の充実とアドバイスをもらった。予算や調査員不足など課題もあるだろうが、検討してもらいたい。

(委員等)

有峰は、コウモリ類が生息しており、重要な地域であるため、鳥獣保護区特別保護地区の指定の更新については賛成。すべての種を調査できれば理想的だが、なぜここが鳥獣保護区に指定されているのかの理由を、地域ごとの特性も考慮しながら調査していくことも重要だと思う。また、鳥獣保護区特別保護地区では、木竹の伐採に規制がかかるが、特に、里山地域について、場所によっては木を切ることによって多様な自然環境を作るということがある。伐採の目的については、許可することも検討していく必要があるのではないかな。

(部会長)

鳥獣保護区特別保護地区内での木竹の伐採について、規制がかからない場合もあるのではないかな。

(事務局)

単木伐採等、鳥獣の生息に影響が少ないと考えられる場合には、許可不要なものもある。行為許可が必要なものもあるが、必要に応じて許可を出している。

(部会長)

鳥獣保護区特別保護地区の指定については、異議はないということでよいか。

(委員等)

<異議なし>

(部会長)

決議した通り、環境審議会に答申することとする。

(2) 報告事項 「その他」

来年度、策定作業が必要な第 14 次富山県鳥獣保護管理事業計画及びツキノワグマ、ニホンジカ、カワウ、カモシカ管理計画について、事務局より、現行管理計画の概要や主な検討課題（仮）等について説明を行ったのち、意見や情報の交換を行った。